

	<p>施し債権回収に努める。</p> <p>なお、④公正入札違約金については、破産管財人による破産手続中にであるため、引き続き状況を確認して適切に対応する。</p> <p>2) 収入証紙消印実績簿の件数、種類、金額に誤りがあった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <p>過年度分 373 筆 平成 23 年度分 59 筆 合計 432 筆</p>
	<p>2) 道路使用料の調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>3) 電算システムの入力ミスと管理者のチェック漏れが原因となっていたことから、チェック方法や体制を見直し、適正な事務執行を図ることとした。</p> <p>4) 過年度未登記の結果、36 件（平成 24 年 12 月末現在）の過年度未登記を解消した。</p> <p>今後も、引き続き分類作業の結果による再調査や交渉を行い未登記の解消に努める。</p> <p>5) 本件では、土砂内に含まれているコンクリート塊の処分量が浚渫土全体の掘削後でなければ判明しない状況であり、処分量の確定後に変更契約を行つたが、変更契約日と工事完成日が同日となつたものである。</p> <p>年末多忙な時期と重なり、変更契約まで日数を要した事が原因であることから、変更契約に必要な数量を早期に確定できるよう、請負者との協議を密にし、工事工程の適確な把握を行うこととした。</p>
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>6 件 (収入 1 、物品 1 、財産 2 、工事 2 )</p> <p>① 河川使用料</p> <p>過年度分 250,900 円 平成 23 年度分 8,416,620 円 合計 先数 4 件 8,667,520 円</p> <p>② 工事契約解除に伴う前払金返還利息</p> <p>過年度分 先数 3 件 673,466 円</p>
	<p>1) 収入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>① 河川使用料について</p> <p>過年度分は、平成 23 年度中に債務者から納入誓約書を徴した 1 件、その他 4 件、平成 23 年度分の 2 件について引き続き関係者に納入を督促していく（合計先数 3 件）。</p> <p>なお、過年度分で納入誓約書を徴した 1 件については、平成 24 年 12 月末までに 19,420 円を納入済み、平成 23 年度分 8,316,000 円は平成 24 年 7 月に納入済みである。</p> <p>② 工事契約解除に伴う前払金返還利息について</p> <p>3 件いずれも登記簿上存在する法人で代表者も生存しているため、今年度出納局で定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」の要件には該当しないこととなる。今後も登記簿上の代表者に納入の督促を続ける。</p> <p>2) 原材料品出納簿に受払とも記載がされておらず、残高数量が確認できなかつた。</p> <p>1) 河川使用料について、平成 22 年度分を平成 23 年度に調定を行つてゐるものがあつた。</p> <p>1 件 14 先 567,815 円</p> <p>国土交通省の河川占用許可に関する占用料について、台帳管理及びチェック体制に問題があつたことから、入力事項が許可書と整合しているかのチェックができる読み欄の整備、及び入力ミスがあつた場合はエラーメッセージが表示されるよう改善した。</p> <p>② チェック体制を強化するためチェックシートを作成して、台帳入力時、年度当初へ</p>

4) 水位観測データ用の貯蔵地について、借り受財産移動報告がされておらず借受財産台帳が未整備であった。

5) 変更契約が伴う工事打合せ簿に所内決裁がされていないものがあった。

6) 県道災害防除工事において、工事金額に係る変更契約をしていたが、工事打合せ簿が作成されていなかった。

取り組んだ。平成24年度は18筆の過年度未登記を登記済みとした。  
今後も、引き続き過年度未登記処理方針に基づき未登記案件の解消を図っていく。

4) 水位観測データ用貯蔵地の借受財産移動報告について、  
県公有財産事務取扱規則に基づき借受財産移動報告を行った。今後、借受財産があった場合は、速やかに移動報告を行うよう徹底を図る。

5) 変更契約が伴う工事打合せ簿に所内決裁がされていないものがあった件

設計変更の必要が生じた都度、速やかに工事打合せ簿を作成して決裁を受けることとし、改めて処理の適正化・再発防止に向けて「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」等に基づく処理の徹底を図っていく。

6) 県道災害防除工事の変更契約について、工事打合せ簿が作成されていなかった件  
変更の必要が生じた都度、速やかに工事打合せ簿を作成して決裁を受けることとし、改めて処理の適正化・再発防止に向けて「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」等に基づく処理の徹底を図っていく。

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所（吉田支所）
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月21～23日、6月15日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (収入2、財産1)	
1)歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 収入未済について
①河川使用料 平成22年度分 31,320円 合計 先数 1件 62,640円	①平成22年度分(31,320円)については、平成24年4月12日に収納済である。未収残高についても、引き続き債権回収に努めていく。
②道路使用料 平成20年度分 先数 1件 1,400円	②、③ともに同一債務者であり、平成25年1月16日より当該債務者の破産手続が開始されたため、今後は裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ債権回収に努めていく。
③工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成20年度分 先数 1件 31,636円	2) 収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督する規則に基づき、督促状の発付を行つた。
3) 取得用地に未登記のものがあった。	3) 取得用地の未登記について、取得用地の過年度未登記については、専任の非常勤嘱託職員を配置するとともに、正担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行つた。過年度未登記処理方針に基づき、土地家屋調査士や司法書士の意見を参考として、未登記案件を解消可能な案件と解消困難な案件に分類し、解消可能な案件に重点的に

(指導事項) 1件 (収入1)	1) 繙続許可に係る道路使用料について調定が遅延しているものがあった。4件 2,234,633円
1)歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 調定ミスを防止するため、占用数が多い占用户と事前に数量等の照合を行つており、この作業が遅延したことから、調定の時期が遅れたものである。今後は、占用者に早期の調書提出を依頼し、突き合わせ作業を含めてスケジュール管理を徹底して、速やかな調定に努めていく。
①河川使用料 平成22年度分 先数 1件 255,920円	①①河川使用料については債務者と協議を重ねた結果、債務者が経済的に困窮しており一括納付が困難であることから、債務者から「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させ、分割納付とすることにした。これにより、平成24年12月から分割納付による債権回収に努めている。
②道路使用料 平成20年度分 先数 1件 1,400円	②道路使用料については、債務者は会社整理には至っていないが経営が著しく悪化し、連絡が取れない状況である。監査日以後も債務者に督促の電話をかけてはいるが応答がないため、相手方と連絡は取れていない。今後も督促を継続するとともに、効果的な債権回収の方法について関係所属と検討していく。
3)財務規則第151条関係運用通知による備品の現品確認は行わっていたが、一部帳簿と現品が一致していないかった。	2) 郵便切手類受取簿の物品取扱者の事務引継について、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印がされていなかった。
4) 取得用地に未登記のものがあった。	2) 郵便切手類受取簿の物品取扱者の事務引継の場合は、物品取扱者を誤つていたためあり、郵便切手類受取簿の物品取扱者名の誤りを訂正し、適正な引継ぎが行えるようにした。(富士・東部建設事務所吉田支所次長→富士・東部保健福利事務所次長)
合計257筆	3) 現品確認を実施し、物品出納員に報告については、過去の経緯を調査のうえ帳簿登載又は物品棄却処分の措置をとった。
過年度分 490筆	4) 平成23年度分については、2・3年度末に売買契約した用地の登記が2・4年度になってしまったものであり、全て登記を完了している。また、過年度分については、2

5 ) 一般県道青木ヶ原船津線道路工事において、側溝工の積算に誤りがあり、過少積算となつて施工されましたが、出来高数量表の実測値が設計と同数であり、その内容が工事打合簿に記載されていなかった。

6 ) 河川使用料の収入未済に係る河川法第24条に基づく河川占用許可は、平成20年10月10日から平成23年3月31日までとなつていてが、その後の更新等がされないまま河川の占用が行われており、不法占用の状態となつてい

計と同数であり、その内容が工事打合簿に記載されていなかった。

1 ) 契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。

2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。

1 ) 河川占用許可は、平成20年10月10日から平成23年3月31日までとなつていてが、その後の更新等がされないまま河川の占用が行われており、不法占用の状態となつてい

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (契約1、物品1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月29日、6月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 4件 (収入2、契約1、重点1)	<p>1 ) 職員に於ける温泉供給収益収入過年度分12,211,031円</p> <p>平成23年度分3,734,592円</p> <p>合計 先数 39件 15,945,623円</p> <p>2 ) 温泉計量器の調達に関する契約において、請書が微改されていなかった。</p> <p>3 ) 石和温泉給湯使用料の収入未済に係る督促状の発送がされていないものがあった。</p> <p>4 ) 石和温泉給湯使用料の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権</p>

監査対象所属	企業局 笹吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月30日、6月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 請負者提出の出来高数量表を再提出させ誤認を修正した。また、今後、変更契約の際に、発注者、請負者の双方による契約数量、出来高数量等のチェックを徹底させ、ミスの再発防止を図る。</p> <p>2 ) 元占用者に対し、工作物の撤去と返地を求めているが、元占用者が経済的に困難しており、工作物の撤去費用が負担できない状況である。このため、今後も特に強く指導を続け、工作物の撤去と返地を強く求めいくなど、不法占用の解消に努めていく。</p>

る耐用年数を登録していた。その結果、建物の

減価償却費の計算に誤りがあった。

耐用年数を登録している。その後は、各段階でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

監査対象所属	企業局 笹吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月30日、6月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 速やかに新旧の職員により再確認を行つた。今後は、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。</p> <p>2 ) 平成24年5月31日付けで「入札関連情報への掲載による公表が行われていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 当初は長期継続契約を締結していたが、再リースとなつたため車年度契約に移行した。ただし、当該契約が会計年度を跨いでいたため平成24年度は6月の実績更改時に期間を25年3月31日までとした。当該機器は再リース品のため最も安価な料金設定になっていたり、平成25年度以降も車年度リース契約とした。</p> <p>2 ) 財務規則第168条に規定する占有物品払出調書を作成した。今後は、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月24日、6月20日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、財産1)	<p>1 ) 物品購入の手続きを見直し、職員に周知徹底することにより再発防止を図ることとした。</p> <p>2 ) 温水計量器の調達に関する契約において、請書が微改されていなかった。</p> <p>3 ) 石和温泉給湯使用料の収入未済に係る督促状の発送がされていないものがあった。</p> <p>4 ) 石和温泉給湯使用料の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権</p>

監査対象所属	企業局 笹吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月29日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 前年度末に既に納品され支払いが完了している物品の購入において、所属内の連絡等の不徹底から新年度に再度の物品要求、納品、検収のうえ二重払いがされていた。</p> <p>2 ) 資本的支出となる建物の水力発電設備改良費の固定資産台帳について、改良の対象となつた既存建物の耐用年数を登録すべきところ、異ながされていた。</p> <p>3 ) 石和温泉給湯使用料の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権</p>

監査対象所属	企業局 笹吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月30日、6月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 請負者提出の出来高数量表を再提出させ誤認を修正した。また、今後、変更契約の際に、発注者、請負者の双方による契約数量、出来高数量等のチェックを徹底させ、ミスの再発防止を図る。</p> <p>2 ) 元占用者に対し、工作物の撤去と返地を求めているが、元占用者が経済的に困難しており、工作物の撤去費用が負担できない状況である。このため、今後も特に強く指導を続け、工作物の撤去と返地を強く求めいくなど、不法占用の解消に努めていく。</p>

監査対象所属	企業局 笹吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月30日、6月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 速やかに新旧の職員により再確認を行つた。今後は、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。</p> <p>2 ) 平成24年5月31日付けで「入札関連情報への掲載による公表が行われていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、工事1)	<p>1 ) 初期契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の条項の記載がなかった。</p> <p>2 ) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>

監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平

管理簿が、一部作成されていなかった。	処理に努める。
--------------------	---------

監査対象所属	教育厅 総務課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月11日、8月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	
1)複写サービス提供契約中の機械維持料金について、契約書上1ヶ月に満たない期間についているが、3月分の支払いにおいて日割り計算しないままの請求がなされ、そのままその金額を支払っており、過払いとなっていた。	1)複写サービス提供契約における機械維持料金の過払い分339円については、契約の相手方と協議を行い返金を受けることとした。平成24年10月26日に取扱した。
2)小型回転椅子等の購入に伴い不運となった小型回転椅子等112脚を処分していたが、物品返納書が作成されていなかった。	2)平成24年9月18日付けで小型回転椅子等112脚についての物品返納書を作成し、備品台帳を整理した。 今後は、備品を更新するときは、取得と棄却等の処理を一括的に行えるよう取得時に備品台帳の数量との符合を徹底し、再発防止する。

監査対象所属	教育厅 学校施設課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月10日、8月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 岐阜県地城総合制高校の仮設校舎賃貸借契約において、契約金額に仮設校舎の撤去費用も含まれており撤去工事が翌年度に繰り越されていたが、変更契約書で契約期間の延長がなされていなかった。	1) 平成24年度に契約を予定していた東部地域総合制高校仮設校舎の賃貸借契約については、監査結果に基づき、契約内容を改めた。 仮設校舎の賃貸借の期間は3月31日までとし、設置及び復旧に要する期間とは区別した。今後は、契約内容に不備がないよう、契約書の記載内容の見直しを行う。

監査対象所属	教育厅 高校教育課（新しい学校づくり推進室）
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月6日、8月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 5件 (収入4、重点1)	
1) 岐阜県に於いて、次のとおり収入未済があった。 ①雑入（山梨ことぶき勧学院学習費）	1) 収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勧学院の基本学習費として県に納入するため岐阜教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われている。当該現金が亡失したものは、第三者の不法行為である可能性が高いことから、捜査の状況を見守りつつ民法の規定による損害賠償責任を追及していく。
①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 12,422,400円	2) 平成23年度山梨ことぶき勧学院・大院第4回中央ふれあい行事における後援会の講師調査及び相続人調査等も併せて行った。

その結果、5件が完納、23件が分納承認・分割誓約書提出・分納再開等となつた。  
平成25年1月末現在で収入未済額「教育奨励資金貸付金償還金」12,628,200円、「地域改善対策高等学校等奨学資金返還金」20,883,275円、「定期制課程等修学奨励金返還金」762,000円である。今後も文書・電話・現地調査等により未済金の回収に努めいく。

2)借用証書未提出45件については、平成23年度中に借用証書提出督促の文書を送付、15件について調定を行い、納付書を発行した。その後、8件の借用証書提出があり、2件が完済、6件が分納中で平成24年度中の收入額は2,891,500円となっている。今后も継続して、文書・電話等により借用証書提出を求めていく。

3)山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金において、同貸与条例施行規則第11条に規定する貸与を受けた者から提出されるべき「奨学資金借用証書」が未提出のものが37件、金額で57,917,980円であった。

2)借用証書未提出45件については、平成23年度中に借用証書提出督促の文書を送付、15件について調定を行い、納付書を発行した。その後、8件の借用証書提出があり、2件が完済、6件が分納中で平成24年度中の收入額は2,891,500円となっている。今后も継続して、文書・電話等により借用証書提出を求めていく。

3)教育奨励資金貸付金償還金の収入未済による「山梨県外収入の督促及び滞納处分に関する規則」に定められた督促が発付されていらないものがあった。

5)上記収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていなかった。

4)地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済による「山梨県外収入の督促及び滞納处分に関する規則」に定められた督促が発付されていらないものがあった。

5)上記収入未済に係る延滞債権管理簿については、台帳記載に漏れがないか過去の文書を再度整理する一方、会計課にも協議中であり、誤差の解消に努めている。

4)地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済による督促が発付されていらないものからは、未納者全員に督促状を発布し、徵収に努めている。

5)収入未済による延滞債権管理簿については、全奨学生金の全ての債権者について作成完了した。今後は債権管理について十分留意し、管理簿の更新等適切な事務処理を行っていく。

監査対象所属 教育厅 社会教育課（新図書館建設室）

監査対象期間 平成23年度

監査実施日 平成24年7月10日、8月17日

監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 3件 (収入2、契約1)

1) 岐阜県に於いて、次のとおり収入未済があった。

①雑入（山梨ことぶき勧学院学習費）

平成23年度分 先数 1件 710,000円

監査対象所属 教育厅 高校教育課（新しい学校づくり推進室）

監査対象期間 平成23年度

監査実施日 平成24年7月6日、8月17日

監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 5件 (収入4、重点1)

1) 岐阜県に於いて、次のとおり収入未済があった。

①教育奨励資金貸付金償還金  
過年度分 12,422,400円

監査対象所属	教育庁 スポーツ健康課（全国高校総体推進室）
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月6日、8月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (財産1)	1)八ヶ岳スキー・トセンターの自動販売機の設置に係る行財産目的外使用許可について、許可更新後の移動報告がされていなかった。
監査対象所属	教育庁 学術文化財課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月11日、8月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	1)特別天然記念物カモシカ保護指導委員並びに保護行政担当者会議の参加費について、需用費で支出することとされている資料代を負担金科目で支出していた。 遵守し、許可及び変更等があった場合には、直ちに報告する。
監査対象所属	議会事務局
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年8月6～7日、8月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 4件 (支出3、物品1)	1)議員から、金額の訂正、記載不備等の修正を内容とした報告書類が提出された。 今後は、議員から提出された報告書等の審査においては、より一層内容の精査を行
監査対象所属	学園事務局
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年8月6～7日、8月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 4件 (支出3、物品1)	1)政務調査費収支報告書について、次のとおり記載誤りがあった。 ①平成23年度政務調査費収支報告書の調査研究費と人件費の金額が、調査研究活動記録票収した現金の一部71万円を亡失した。

の集計金額と相違していた。(ただし、収支報告書の合計金額は相違はなかった。)

② 平成 23 年度政務調査費収支報告書において、4 月 14 日に事務費として 1,217 円計上(按分率 1/2)しているが、調査研究活動記録表に経費の内容等が記載されていなかつた。

③ 平成 23 年度政務調査費収支報告書において、6 月以降、ソコン 2 台及び周辺機器(サーバー・プリンター・ソフト等)のリース料を月額 30,187 円計上(按分率 1/2)しているが、調査研究活動記録票に支払日の記載不備、及び目的・内容等の記載漏れがあった。

2) 平成 24 年 2 月定例会予算特別委員会総括審査の録画放送実施に係る委託契約において、単価契約であるにもかかわらず、契約書には予定数量の記載がなかった。

3) 平成 24 年 2 月定例会予算特別委員会総括審査の録画放送実施に係る委託契約において、契約書には放送時間帯は 6 時から 24 時とされているが、放送報告書によると、平成 24 年 3 月 30 日に 21 時から 25 時 14 分の間放送しており、24 時以降の放送分も含めて請求し、支払いが行われていた。

3) 平成 24 時以降の放送分の支払いについては、事前に放送局と契約書に基づく協議により放送することを承認しており、連続した放送分として支払を認めたこととした。

予算特別委員会総括審査の録画放送の時間帯については、これまで契約書において 6 時から 24 時までと定めていたが、聴聴者の生活の多様化、録画機器等の普及等により平成 24 年度契約の締結にあたっては、放送時間帯を明記しないこととした。

4) 財務規則第 168 条に規定する占有物品払出調書及び受入調書を作成した。

4) パソコン等のリース物品について財務規則第 168 条に規定する占有物品払出調書が作成されないなかつた。

2) 高齢者更新時講習業務において、一つの支出負担行為同いにより、複数の委託先と単価契約をしているが、各々の委託契約書の推計総金額（複数単価に単価ごとの予定数量を乗じた金額の合計）の合計が、支出負担行為同いの限度額を超えていた。

2) 今後の契約は、業者ごとの予定人数ではなく、県全体の講習予想人数で契約することとします。なお、契約における収入印紙の額を定めるために必要なことから、実施予想額を契約書に付記します。

発行者  
山梨県  
甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所  
(株)サンニチ印刷  
甲府市北口  
丁目六番